

## 営繕工事における快適トイレ設置特記仕様書

## 第1条 目的

本特記仕様書は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、現場従事者が快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

## 第2条 対象工事

本特記仕様書は、静岡県が発注するすべての営繕工事を対象とする。ただし、以下の条件に該当する工事は適用除外とすることができる。

- ・快適トイレが設置可能な場所を確保できない工事
- ・設置期間が短く、快適トイレの効果を得られない工事
- ・工事費に占める快適トイレの費用が過大である工事
- ・その他発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

## 第3条 標準仕様

快適トイレの標準仕様は、下記の（1）及び（2）を全て満たすものとし、（3）については装備していればより快適になるものとして定める。

## （1）トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機及び簡易水洗機能（し尿処理装置付を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

## （2）付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

## （3）推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm以上
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調節が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

#### 第4条 実施方法

快適トイレの実施方法について、当初契約以降、受注者との協議により決定する。  
なお、実施方法の詳細については、下記の項目（1）～（4）により定める。

##### （1）費用負担の協議方法

快適トイレの設置費用の負担方法については、受発注者間の協議により決定する。

##### （2）受注者からの協議方法

・受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、工事着手前に、上記の仕様を満たす快適トイレであることを示す書類（見積書、仕様書、カタログ等）を協議書に添付し、規格、基数等の詳細について発注者と協議するものとする。

・受注者は、快適トイレの設置を希望しない場合は、その旨を発注者に書面で報告するものとする。

##### （3）積算方法（発注者が費用負担する場合に限る）

・快適トイレの費用は、設計変更で共通仮設費に積み上げ計上する。ただし、当初設計額の共通仮設費の率分として従来品相当分は計上されていることから、積算時には「積算上の差額（実際にかかった費用 - 従来品相当額（円/基・月）」を計上する。

・快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に積算上の差額を計上するものとし、男女別に1基ずつ計2基（102,000円/2基・月）まで計上できるものとする。

・運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、1工事当たり2基を超えて設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

##### （4）使用実績の確認方法

・受注者は、設置費用（リース料）確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を発注者に提出するものとする。

・発注者は、工事期間中に快適トイレの設置状況を適宜確認する。

#### 第5条 工事成績評定点の加点

工事成績評定の対象となる工事にあつては、受注者が費用負担した場合は「創意工夫」項目で1点加点する。

#### 第6条 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

##### （1）全般

女性トイレの配置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

##### （2）設置位置

女性トイレは男性トイレや喫煙所とは隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

##### （3）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入り口を分ける等の動線の配慮する。

##### （4）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

##### （5）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

第7条 その他

- ・ 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとする。
- ・ 受注者の責により工期を延長した期間や工事の一時中止期間については、快適トイレの設置期間に含まないものとする。
- ・ 快適トイレの推進を図ることを目的とした調査が実施された場合は、受発注者ともに協力する。